

# 長野工業高等専門学校客員教授等称号付与規則

制 定 令和5年2月15日

## (趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号付与については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（機構規則第11号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における客員教授及び客員准教授の称号付与について（平成24年7月3日理事長裁定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (資格)

第2条 客員教授等の称号は、常勤の教職員以外の者であって、高専以外の教育機関、研究機関、地方公共団体、民間企業等の職員の経験を有し、かつ、常勤の教授又は准教授と同等以上の資格があり、次の各号のいずれかに該当する者に付与することができる。

- 一 本校の教育及び研究の推進のため、授業を担当又は支援に関わる者
- 二 本校の教員との特定分野における共同研究に携わる者
- 三 本校の教員、技術職員又は学生に対して技術指導を行う者
- 四 その他校長が特に相応しいと判断した者

## (選考)

第3条 客員教授等は、前条に基づき推薦（別紙様式1）のあった者について、人事委員会の議を経て、校長が決定する。

## (称号付与)

第4条 客員教授等の称号を付与する期間は、本校において教育、研究又は技術指導等に従事させる期間とする。

- 2 客員教授等の称号を付与するときは、その旨を明記した通知書（別紙様式2）により本人に通知する。

## (守秘義務)

第5条 客員教授等は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その付与期間が終了した後も、同様とする。

## (施設、設備の使用)

第6条 校長は、客員教授等の称号を付与することを認めた者に対し、本校の施設、設備の利用について、便宜を供与することがある。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、客員教授等の称号付与に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（令和5年2月15日制定）

- 1 この規則は、令和5年2月15日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校客員教授等に関する内規（平成19年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に客員教授又は客員准教授の称号が付与されている者は、この規則により当該称号が付与されたものとみなす。

(別紙様式1)

(元号) 年 月 日

長野工業高等専門学校長 殿

推薦者

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 推 薦 書

下記の者を，長野工業高等専門学校（客員教授・客員准教授）として推薦いたします。

#### 記

推 薦 者 氏 名	
生年月日	(元号) 年 月 日 ( 歳)
現所属及び職名	
称号付与希望期間	(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日
称号付与を必要とする理由	
本校で従事予定の職務内容	
本校での便宜供与	(便宜供与を希望する場合は，その内容を具体的に記載すること。ただし，記載内容の全てを便宜供与するとは限らない)  (例) 研究室，実験室，図書館の利用など

- (添付書類) 1. 履歴書  
2. 現在までの業務に関する資料

(別紙様式2)

長野工業高等専門学校  
人事異動通知書

<p>(氏名)</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	<p>(現職名)</p>
<p>(事項)</p> <p>長野工業高等専門学校客員教授（客員准教授）の称号を付与する</p> <p>付与期間は（元号）○○年○○月○○日までとする</p>	
<p>(元号) ○○年○○月○○日</p> <p>長野工業高等専門学校長 ○ ○ ○ ○</p>	